

証券コード 9553
2022年12月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社マイクロアド
代表取締役社長 渡辺 健太郎

招集ご通知

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、株主の皆様への安全確保の観点から、株主の皆様におかれましては、議決権行使書又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、当日のご来場に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書又はインターネットによる議決権の事前行使をいただく場合、その方法につきましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年12月19日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 4階 天翔
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第16期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 法令及び当社定款第13条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、次の事項につきましては本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.microad.co.jp/ir/>) に掲載しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ・ また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.microad.co.jp/ir/>) に掲載させていただきますので、ご了承ください。
- ・ 本株主総会の決議通知につきましても、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・ 本株主総会におけるお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年12月20日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月19日 (月曜日) 午後6時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月19日 (月曜日) 午後6時30分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

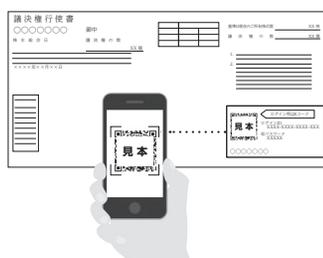
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

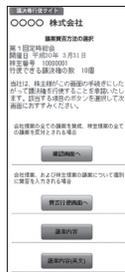
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の第6波収束とウィズコロナ時代へ社会全体の適応が進んだこともあり経済活動は持ち直しの動きがみられました。一方で2022年8月にかけて第7波の影響で感染者数が再び急増した事に加え、ウクライナ情勢を発端とする世界的な燃料価格と物価の高騰、日米金利差の拡大による円安進行を受けたことで先行きの不透明感が依然として残っています。

そのような環境下において、当連結会計年度における当社グループ事業は堅調に推移致しました。当社グループの事業はデータプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスによって事業展開しております。当連結会計年度における、それぞれのサービスの経営状況は下記のとおりです。

【データソリューションサービス】

データソリューションサービスは「UNIVERSE」、「国内コンサルティングサービス」の2つのサービスを総称したものを指し、当社及び株式会社エンハンスが属しております。データソリューションサービスが対象としている主要なマーケットはインターネット広告市場です。インターネット広告市場においては、2022年度の広告費が前年度比で10.0%の増加を見込んでおり順調に拡大を見込んでおります（出典：日経広告研究所「2022年度の広告費予測」2022年7月）。

マイクロアドにおいては、「UNIVERSE」の販売に注力致しました。「UNIVERSE」とは企業のマーケティング活動を支援するデータプラットフォームです。様々な業界・業種に特化した多様なデータを保有し、それらを有機的に統合分析することで、消費者の購買プロセスの可視化と予測、そのデータを活用した広告配信から顧客属性等の分析レポート作成まで幅広く企業のマーケティング活動を支援しております。「UNIVERSE」の販売強化にあたっては、2021

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

年10月より営業組織体制の見直しを実施し、下記の顧客属性毎に特化した営業組織へと改変することで、より顧客属性に応じた機動的な製品開発や製品提供体制を整えております。

- ・顧客企業の製品やサービスの認知に重点を置くブランドマーケティング領域
- ・スマートフォンアプリやECサイトなどの直接的な広告効果を重視するダイレクトマーケティング領域
- ・その他の中小顧客を中心とした領域

これら3つの領域毎に製品開発～営業活動の戦略を策定し実行することで、より顧客のニーズや規模に合致したサービス提供を実現しております。加えて、リモートワーク中心に変化している顧客企業に対して、オンラインセミナーを通じた新しい商品販売体制を構築し、2022年度においては全40回のオンラインセミナーを開催し、約6,600件の顧客問い合わせを獲得することができました。また、国内コンサルティングサービスに属する、当社が提供するSSP「MicroAd COMPASS」においても当社のサポート体制強化の結果、当初の見込み以上に伸ばしました。これらの結果、データソリューションサービスの売上高は7,458百万円となりました。

今後もさらなるデータの拡充と販売を進めると同時に、各種データの取り扱いに関してはプライバシーに配慮し、関連法令や規制を遵守したビジネスモデルの構築とPostCookie時代に備えた新しい基盤技術開発も推進してまいります。

【デジタルサイネージサービス】

デジタルサイネージサービスは、株式会社マイクロアドデジタルサイネージが属しております。デジタルサイネージサービスにおいては、タクシーサイネージが好調に推移したほか、リテールサイネージにおいても売上ベースラインが引き上がりました。サロン向けサイネージネットワークでは新しい取組みにも挑戦し、さらなる効果改善と売上拡大を狙ってまいりました。その結果、同サービスにおける売上高は1,063百万円となりました。

【海外コンサルティングサービス】

海外コンサルティングサービスは海外子会社が属しております。当社グループが事業拠点を有する台湾、中国、ベトナムを主とする海外各国でデジタル広告市場の成長に乗じて業績の拡大を目指してまいりました。台湾においては大手顧客の取引額減少の影響を受け、前年度をやや下回る水準で業績推移しました。中国、ベトナムの両拠点においては当連結会計年度内において売却が完了しております。中国拠点の法人売却は当第3四半期で完了し、ベトナム拠点の

事業売却は当第4四半期にそれぞれ完了しております。その結果、同サービスにおける売上高は3,704百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,227百万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は626百万円（前年同期比236.6%増）、経常利益は592百万円（前年同期比285.9%増）となりました。また、上海子会社（MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.）の売却に伴い、単体で54百万円、連結で119百万円の子会社株式売却損を特別損失に、非連結子会社（MicroAd (Thailand) Co Ltd.）の清算結了に伴い、連結で37百万円を特別利益に、それぞれ計上しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は496百万円（前年度は38百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は308百万円で、その主なものはデータプロダクト領域のソフトウェア開発によるものであります。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年6月29日付で東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。それに伴う公募増資により867百万円の資金調達をおこなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社子会社のMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANYは、2022年8月1日を効力発生日として、同社が営んでいたデジタル広告に関する事業及びそれに付随する一切の事業を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年2月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社マイクロアドプラスと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたデジタルマーケティング事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年6月30日付で、当社子会社であるMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.の株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2020年9月期)	第 15 期 (2021年9月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	10,919,603	11,671,312	12,227,257
経 常 利 益 (千円)	258,182	153,562	592,538
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	43,468	△38,864	496,414
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	5.30	△4.73	58.95
総 資 産 (千円)	3,733,496	4,229,232	5,925,498
純 資 産 (千円)	873,256	1,472,679	2,872,788
1株当たり純資産 (円)	67.07	112.93	260.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出してしております。
3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお第14期及び第15期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2019年9月期)	第14期 (2020年9月期)	第15期 (2021年9月期)	第16期 (当事業年度) (2022年9月期)
売上高 (千円)	6,021,645	5,463,941	5,651,943	7,046,470
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△192,754	△259,049	△81,129	338,776
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△315,024	△293,981	128,139	1,012,798
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△38.45	△35.87	15.59	120.28
総資産 (千円)	1,582,197	1,552,153	1,448,919	3,212,431
純資産 (千円)	△976,333	△1,270,315	△1,130,290	766,830
1株当たり純資産 (円)	△119.12	△154.99	△137.44	85.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マイクロアド デジタルサイネージ	296百万円	66.59%	デジタルサイネージ向け広告ソリューションの提供、デジタルサイネージ用コンテンツ管理システムの提供
株式会社エンハンス	10百万円	100%	メディア企業の広告収益拡大に向けたコンサルティングサービスの提供
MicroAd Taiwan, Ltd.	6百万台湾ドル	70%	台湾、その他東アジアでのデジタルマーケティングに関する課題解決を目的としたコンサルティングサービスの提供

(注) 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 自社サービスの継続的な強化

当社グループのデータプラットフォーム事業における各種サービスは、自社開発による当社グループでしか提供できない独自の価値創造に注力してまいりました。特に顧客企業の業界業種に特化したサービス展開を重視しており、業界・業種ごとに最適な消費行動データの拡充、特化したAIによるデータ分析モデルの構築、様々なデータ活用手段の開発など、顧客企業の業界・業種毎に最適なサービスを提供できるよう努めております。今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、消費行動に対する深い洞察と仮説設計を行い、AIによる特化した分析モデルの構築につなげ、最適なマーケティングソリューションを開発し続けることで、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

② 新サービス等の継続的な事業創出

当社グループのデータプラットフォーム事業においては、業界・業種に特化したサービス開発を推進していくことを事業戦略の中心に据えておりますが、より多くの顧客企業のマーケティングニーズに応え、事業を拡大していく上では、常に新しい業界・業種のサービス開発を行っていく必要があると考えております。また、人々の生活のデジタル化が促進され、インターネットがより身近になっていく環境において、時代に即した新しいデータの獲得手法の開発と、スマートフォンやPCに限らず、新しいデバイスを活用した情報伝達手法の開発も重要であると考えております。絶えず消費者の生活の変化、行動の変化を捉え、新しい事業・サービスの創出に努めてまいります。

③ プライバシー保護に配慮したデータの利活用

当社グループでは、データソリューションサービスを中心に、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受け、独自の分析を行うことで様々なサービス提供を行っております。データの受領や利活用にあたっては、プライバシーに配慮した細心の注意を払って取り組む必要があると考えております。インターネット上のプライバシー保護にあたっては、継続的に様々な議論が行われており、その動向は将来にわたって変化していく状態にあります。当社グループとしては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく規制をはじめとして、諸外国の関連法制の動向把握を積極的に行っていくことで、その変化に迅速に対応してまいります。また、そのような規制に基づいた、社内のデータ利活用及び情報セキュリティに関する規律の強化、社員教育の徹底、プライバシー・バイ・デザインによるシステム設計を推進することで、プライバシー保護を前提としたサービス開発を推進してまいります。

④ 3rd Party Cookieの規制に向けた対応

当社グループでは、データソリューションサービスにおいて、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受ける際に、主にWEBブラウザの3rd Party Cookieという技術を活用しております。現在、各WEBブラウザ提供企業において、プライバシー保護の目的の下、この3rd Party Cookieの利用を規制する動きがあります。具体的には、Google社が提供するChromeブラウザにおいて、2024年後半から段階的に3rd Party Cookieの利用が停止される旨が公表されています。一方で、Google社からは、当社のような広告事業を行っている企業向けに、従来のビジネスモデルを継続する為の、代替技術が提供される予定です。すでに代替技術の技術仕様は公開されており、当社としては、その代替技術への対応を現在進めております。また、3rd Party Cookieに依存しない、新しいデータ活用技術や、広告配信技術の開発や提供も開始しております。当社のようなインターネット広告に関連する事業を行っている企業は、全世界で等しく同様の影響を受けるため、いち早く対応することで市場における優位性が確保できると見込んでおります。

⑤ アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による広告主企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社はこれらの問題を深刻に受け止めており、一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）のガイドラインに準拠し、第三者による検証プロセスを経て、JICDAQのアドフラウド認証及びブランドセーフティ認証を取得しております。当社グループでは、引き続き迅速かつ継続的に適切な対策を講じる事で、安心安全なデジタルマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

⑥ 人材の獲得及び育成による生産性の向上

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成、及び組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループの更なる企業価値向上や事業拡大を実現する上で、各種業務プロセスの効率化や、適切なリスク管理を行うために、業容の拡大に応じて内部管理体制の強化が必要であると考えております。継続的な採用活動による管理部門の組織力強化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントとしており、セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスを展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都渋谷区
支	社	大阪支社 (大阪府大阪市)、福岡営業所 (福岡県福岡市) 名古屋営業所 (愛知県名古屋市)、京都研究所 (京都府京都市)

② 主要な子会社

株式会社マイクロアド デジタルサイネージ	本社 (東京都渋谷区)
株式会社エンハンス	本社 (東京都渋谷区)
MicroAd Taiwan, Ltd.	中華民国 (台湾) 台北市

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 302 (18.8) 名

- (注) 1. 当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。
 2. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200 (7.6) 名	26名増	31.2歳	5.4年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	780百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年6月29日付で東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 32,000,000株

- (注) 1. 2022年3月10日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、発行可能株式総数は8,000,000株から16,000,000株に変更しております。
2. 2022年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は16,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 8,921,000株

- (注) 1. 2022年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）にともない、発行済株式の総数は4,126,000株増加しております。
2. 2022年6月28日を払込期日とするブックビルディング方式による募集株式の発行により、発行済株式の総数は669,000株増加しております。
3. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は14,000株増加しております。

③ 株主数 7,613名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社サイバーエージェント	4,452千株	49.91%
ソフトバンク株式会社	815千株	9.13%
株式会社 S W A Y	570千株	6.38%
S C S K 株式会社	411千株	4.60%
楽天証券株式会社	111千株	1.24%
株式会社 S B I 証券	95千株	1.06%
渡 辺 健 太 郎	84千株	0.94%
マイクロアド従業員持株会	63千株	0.71%
日本証券金融株式会社	59千株	0.66%
MSIP CLIENT SECURITIES	56千株	0.63%

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2014年11月1日	2017年12月19日	2018年7月4日
新株予約権の数	93個	90個	75個
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個あたり 2,000株	新株予約権1個あたり 200株	新株予約権1個あたり 200株
新株予約権の 払込金額	無償	無償	無償
新株予約権 の行使価額	新株予約権1個あたり 850,000円	新株予約権1個あたり 491,000円	新株予約権1個あたり 491,000円
権利行使期間	2016年11月2日から 2024年11月1日まで	2019年12月20日から 2027年12月19日まで	2020年7月5日から 2028年7月4日まで
主な行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記2)

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2020年12月9日	2021年12月9日
新株予約権の数	1,930個	920個
新株予約権の目的 となる株式の数	新株予約権1個あたり 200株	新株予約権1個あたり 200株
新株予約権の 払込金額	無償	無償
新株予約権 の行使価額	新株予約権1個あたり 176,400円	新株予約権1個あたり 176,400円
権利行使期間	2022年12月10日から 2030年12月9日まで	2023年12月10日から 2031年12月9日まで
主な行使の条件	(別記3)	(別記3)

(注) 1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は2022年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割による調整後の数を記入しております。

(別記1) 新株予約権の行使の条件

1. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
3. その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(別記2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(別記3) 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
2. 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
4. 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
5. 本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6. その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
区分	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)
新株予約権の数	68個	30個	25個	450個
新株予約権の目的となる株式の数	13,600株	6,000株	5,000株	90,000株
保有者数	2名	1名	1名	3名

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は2022年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割による調整後の数を記入しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第6回新株予約権	
区分	当社の使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の数	670個	322個
新株予約権の目的となる株式の数	134,000株	64,400株
保有者数	36名	13名

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は2022年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割による調整後の数を記入しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺健太郎	経営全般
常務取締役	田中宏幸	データソリューションサービス担当
取締役	榎原良樹	デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービス担当
取締役 (常勤監査等委員)	内田正宏	
取締役 (監査等委員)	谷地舘望	
取締役 (監査等委員)	宮沢奈央	TFR法律事務所 株式会社エスプール社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)谷地舘望氏及び取締役(監査等委員)宮沢奈央氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)内田正宏氏及び取締役(監査等委員)谷地舘望氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・内田正宏氏は、上場企業の経営管理部門担当の取締役や監査役の経験を有しております。
 - ・谷地舘望氏は、企業の経営管理部門での勤務経験、複数企業での監査役経験を有しております。
3. 取締役(監査等委員)宮沢奈央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年12月9日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役の中山豪氏は任期満了により退任いたしました。
5. 2022年4月28日付で社外取締役の町田紘一氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時において、同氏はソフトバンク株式会社デジタルマーケティング本部新規事業推進室長兼事業戦略部長、インキュデータ株式会社取締役及び株式会社ジーニー社外取締役を務めておりました。
6. 当社は、社外取締役である谷地舘望氏及び宮沢奈央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席等により監査の実効性を高めること、また、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、2022年4月28日付で社外取締役を辞任いたしました町田紘一氏との間でも同様の契約を締結しておりました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員その他の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社役員など地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります（保険契約上、免責事由とされているケースを除きます）。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容について、2022年9月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その決定方針の概要は次のとおりであります。

・基本報酬について

取締役（監査等委員を除く）の役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して支給額を決定する。

・業績連動報酬等について

事業年度毎の各事業年度の連結営業利益に対する一定の割合を原資とし、業務執行を担当する取締役に対して、当該事業年度における業績、貢献度合い等を勘案し、支給額を決定する。

・非金銭報酬について

支給する場合には別途取締役会にて内容を決定する。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は年間報酬額を12分割した額を月例にて支払う。業績連動報酬等については、年1回、事業年度終了後に支払う。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長渡辺健太郎に対し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績や各取締役（監査等委員を除く）職責等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は上記委任にあたり、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を踏まえ、取締役（監査等委員を除く）の役位に応じた個人別報酬金額の範囲を事前に決定しており、代表取締役社長はその範囲内で個人別の報酬等を決定していることから、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

八. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	94百万円 （-）	84百万円 （-）	9百万円 （-）	-	3名 （0名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14百万円 （5）	14百万円 （5）	-	-	3名 （2名）
合 計 （うち社外役員）	109百万円 （5）	99百万円 （5）	9百万円 （-）	-	6名 （2名）

- (注) 1. 当社は、2021年12月9日で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬限度額は、2007年7月2日付の臨時株主総会において、年額200百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員会設置会社への移行の前後で、報酬等の支給対象である取締役と取締役（監査等委員を除く）とに異動は生じておりません。上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、当事業年度において監査等委員会への移行前に支給した報酬等を含めております。
2. 監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬限度額は、2020年3月12日付の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です（うち社外監査役2名）。また、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。監査等委員会設置会社への移行の前後で、報酬等の支給対象である監査役と取締役（監査等委員）に異動は生じておりません。上記取締役（監査等委員）の報酬等の総額には、当事業年度において監査等委員会への移行前に、監査役3名（うち社外監査役2名）に支給した報酬等の金額3百万円（うち社外監査役分1百万円）を含めております。
3. 業績連動報酬等に係る算定の基礎として選定した業績指標は営業利益であり、その実績は前記「1. 企業集団の現況」に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、営業利益が業績と収益性の指標として一般的に認められており、業績向上へのインセンティブ付与を図るのに適した指標であると考えたからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）宮沢奈央氏は、弁護士としてTFR法律事務所を運営しているほか、株式会社エスプール社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・2021年4月28日をもって辞任いたしました社外取締役の町田紘一氏は、ソフトバンク株式会社デジタルマーケティング本部新規事業推進室長兼事業戦略部長、インキュデータ株式会社取締役及び株式会社ジーニー社外取締役を務めておりました。当社とソフトバンク株式会社との間には資本関係及び一般的な広告取引の関係があり、当社とインキュデータ株式会社及び当社と株式会社ジーニーとの間には、一般的な広告取引の関係があります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 谷 地 舘 望	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 主に、財務、経理、内部統制に関する豊富な経験、知見に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。
取締役（監査等委員） 宮 沢 奈 央	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての企業法務に関する専門的知見に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。
取締役 町 田 紘 一	2021年4月28日に辞任するまで、当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席いたしました。 インターネットビジネス全般における専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。

(注) 当社は、2021年12月9日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。上記の監査等委員会の開催回数及び出席回数には、2021年12月9日以前に開催された監査役協議会の回数（2回）を含みます。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、MicroAd Taiwan, Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、有価証券届出書のチェック及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア)法令、定款及び社会的な倫理を遵守するための社内規則（社内規程、ガイドライン、マニュアル等を含む）を制定し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。
 - (イ)コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築とその推進にあたる。
 - (ウ)当社グループ役員を対象としたコンプライアンスに関する教育を行い、コンプライアンスへの関心を高め、正しい知識の定着を図る。
 - (エ)内部通報制度を設けることで、法令違反行為等の問題の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - (オ)当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。
 - (カ)当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア)「リスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関して必要な事項を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、適切に事業リスクの評価・管理を行う体制を構築する。
 - (イ)コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種法令等への違反リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (ウ)危機発生時には、「緊急時対応規程」に基づき緊急対策を整備し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ適切に対処する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア)取締役会を毎月1回定期開催し、会社の業務執行に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督するほか、迅速かつ有効な意思決定を可能にするため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(イ)当社グループは、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(ア)当社グループは、経営を円滑に遂行するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を適切に管理・指導し、相互に密接な連携を図る。
(イ)子会社は、「関係会社管理規程別表」に定める行為を実行する場合、当該別表に基づき当社の承認を取得、又は報告を行うものとする。
(ウ)少数株主保護のため、親会社を含む関連当事者との取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当該取引の必要性及び取引条件の妥当性について確認する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
(ア)監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役会に求めることができるものとする。
(イ)監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からは独立した立場を確保する。
(ウ)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得るものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
(ア)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
(イ)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に対し周知徹底する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(ア)監査等委員会がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
(イ)監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(ア)監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(イ)監査等委員会は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
(ウ)監査等委員会は、社内の重要課題等を適時に把握し、必要に応じた意見陳述ができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会が確保され、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員の重要会議への出席を拒めないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス、リスク管理に関する取り組みについて
コンプライアンス委員会を設置し、原則として毎月1回開催しております。コンプライアンス委員会では、当社グループの事業活動に関連する最新法令情報の共有、コンプライアンスに関する社内啓蒙活動の取り決め、情報セキュリティ施策に関する検討などを行っております。また、半年に1回を目途に、全社員を対象としたコンプライアンス全般についてのテスト、情報セキュリティに関するテストをそれぞれ実施し、社内のコンプライアンスや情報セキュリティに対する知識と意識の向上を図っております。
リスク管理に関する取り組みとしては、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会にて当社グループの事業リスクを抽出し、各リスクの影響度、発生頻度などを評価した上で、優先して対応すべきリスクについての対応を各事業部担当者へと指示し、その改善状況を確認し

ております。

② 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、経営及び業務執行上の重要な事項の決定及び承認を行っております。取締役会は、当社と利害関係を有しない独立役員である社外取締役2名を含む6名の取締役によって構成され、多様な視点での議論がなされております。

③ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員3名（うち社外取締役2名）は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査契約に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、意見陳述を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、業務執行の全般にわたって適切な監査を実施しております。また、常勤監査等委員は、常勤役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、内部監査担当者との日常的な情報交換、各事業部責任者との個別面談等を実施し、当社の業務執行状況についての情報を収集し、他の監査等委員へと報告しております。

④ 内部監査の状況について

内部監査担当者は、年間で全部署に対し監査を実行できるよう内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た上、承認された監査計画に基づいて監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて代表取締役社長に報告しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員とは日常的に監査状況についての情報共有をしているほか、四半期に1回、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の3者で面談を実施し、各自の監査実施内容や評価結果等について情報を共有し、意見を交換しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用と育成のための費用や当社サービスの収益力強化・維持のための開発費用等に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。今後の剰余金の配当につきましては、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,029,302	流動負債	2,996,551
現金及び預金	3,295,116	支払手形及び買掛金	1,304,770
受取手形及び売掛金	1,651,369	短期借入金	880,000
商 品	14,756	リ ー ス 債 務	26,061
短期貸付金	36,011	未 払 法 人 税 等	112,927
そ の 他	84,228	そ の 他	672,792
貸倒引当金	△52,180	固 定 負 債	56,157
固 定 資 産	896,195	リ ー ス 債 務	12,291
有形固定資産	215,395	資 産 除 去 債 務	42,666
建物及び構築物	105,395	繰 延 税 金 負 債	1,199
工具、器具及び備品	72,917	負 債 合 計	3,052,709
使用権資産	37,082	(純資産の部)	
無形固定資産	355,701	株 主 資 本	2,150,069
ソフトウェア	236,521	資 本 金	916,459
そ の 他	119,179	資 本 剰 余 金	1,466,489
投資その他の資産	325,098	利 益 剰 余 金	△232,879
投資有価証券	70,702	その他の包括利益累計額	172,789
繰延税金資産	189,961	為 替 換 算 調 整 勘 定	168,181
そ の 他	64,434	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,608
資 産 合 計	5,925,498	非 支 配 株 主 持 分	549,929
		純 資 産 合 計	2,872,788
		負 債 純 資 産 合 計	5,925,498

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,227,257
売上原価	8,441,184
売上総利益	3,786,073
販売費及び一般管理費	3,159,118
営業利益	626,954
受取替	2,111
為替差	1,628
助成金	3,365
償却債権の取立	6,480
その他	2,336
営業外費用	15,921
支払利息	11,009
持分法による投資損失	14,591
上場関係連費用	22,350
その他	2,386
経常利益	50,337
特別利益	592,538
子会社清算益	37,104
投資有価証券売却益	6,339
その他	3,256
特別損失	46,699
関係会社株式売却損	119,742
その他	252
税金等調整前当期純利益	119,994
法人税、住民税及び事業税	127,849
法人税等調整額	△186,206
当期純利益	519,243
非支配株主に帰属する当期純利益	577,600
親会社株主に帰属する当期純利益	81,185
	496,414

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,311,722	流 動 負 債	2,222,934
現金及び預金	1,226,398	買掛金	824,337
売掛金	1,016,608	短期借入金	880,000
前払費用	40,109	未払金	173,175
短期貸付金	27,375	未払費用	38,575
未収入金	7,240	未払法人税等	21,370
その他	29,650	前受金	46,808
貸倒引当金	△35,659	預り金	15,263
固 定 資 産	900,708	その他	223,402
有 形 固 定 資 産	155,202	固 定 負 債	222,666
建物	84,313	関係会社長期借入金	180,000
工具、器具及び備品	70,889	資産除去債務	42,666
無 形 固 定 資 産	228,111	負 債 合 計	2,445,600
ソフトウェア	113,061	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	115,049	株 主 資 本	762,221
投 資 そ の 他 の 資 産	517,394	資本金	916,459
投資有価証券	57,797	資本剰余金	931,771
関係会社株式	224,943	資本準備金	916,459
敷金及び保証金	50,095	その他資本剰余金	15,312
繰延税金資産	183,570	利 益 剰 余 金	△1,086,008
その他	988	その他利益剰余金	△1,086,008
資 産 合 計	3,212,431	繰越利益剰余金	△1,086,008
		評価・換算差額等	4,608
		その他有価証券評価差額金	4,608
		純 資 産 合 計	766,830
		負 債 純 資 産 合 計	3,212,431

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,046,470
売上原価		4,768,565
売上総利益		2,277,905
販売費及び一般管理費		2,039,047
営業利益		238,857
営業外収益		
受取利息及び配当金	109,334	
経営指導料	24,510	
業務受託料	3,181	
その他	2,494	139,520
営業外費用		
支払利息	12,246	
為替差損	4,960	
上場関連費用	22,350	
その他	44	39,601
経常利益		338,776
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	550,948	550,948
特別損失		
関係会社株式売却損	54,891	
その他	188	55,080
税引前当期純利益		834,644
法人税、住民税及び事業税	7,450	
法人税等調整額	△185,604	△178,153
当期純利益		1,012,798

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2022年11月21日
株式会社マイクロアド 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
	指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 広 瀬 勉
	指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 瀧 野 恭 司
監査意見		
<p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>		
監査意見の根拠		
<p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社マイクロアド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	広 瀬	勉
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	瀧 野	恭 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにその整備・運用（当該決議に基づく内部統制システムの整備と運用）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、計画に従い、内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、職務執行の状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、取締役会その他重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社マイクロアド 監査等委員会
常勤監査等委員 内田正宏 印
監査等委員 谷地 舘 望 印
監査等委員 宮 沢 奈 央 印

(注) 監査等委員谷地舘望及び宮沢奈央は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、現行定款第11条に第3項を追加するものであります。また、上記第11条第3項追加の効力は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。なお、本附則は効力発生日経過後に削除するものいたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (4) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）第3項を削除するものであります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~16. (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>17. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 (新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.~16. (現行どおり)</p> <p><u>17. 食品、飲料、酒類、化粧品、医薬品、医療用機器、煙草、電気製品その他各種商品の企画、開発、製造、加工、仕入、卸売、販売及び輸出入業</u></p> <p><u>18. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p><u>19. 資金移動業及び前払式支払手段の発行</u></p> <p><u>20. 有価証券の取得、保有、運用、売買等</u></p> <p><u>21. 各種金融商品の企画、開発、仲介、販売</u></p> <p><u>22. 投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、民法に基づく組合その他同様の組合等の組成、運営、管理その他の業務</u></p> <p><u>23. 投資助言・代理業その他の金融商品取引業</u></p> <p>24. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は社長とする。</p> <p>3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から専務取締役、常務取締役、その他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (削 除)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u></p> <p>第11条第3項の変更は、当社が実施する完全電子化による株主総会が、各種法令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会からの特段の指摘事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わたなべ けんたろう 渡辺 健太郎 (1974年1月16日)	1997年4月 株式会社大塚商会入社 1999年3月 株式会社サイバーエージェント入社 1999年7月 同社大阪支社支社長 2003年10月 同社プログリック事業責任者 2005年10月 同社アメーバ事業本部本部長 2006年12月 同社取締役就任 2007年7月 当社設立 代表取締役就任（現任）	84,000株
	<p>【選任理由】 当社設立以来、代表取締役として当社グループの経営全般を主導し、当社グループの事業拡大に尽力してまいりました。同氏の豊富な経験と実績は、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	たなか ひろゆき 田中 宏幸 (1978年8月4日)	2002年4月 T I S 株式会社入社 2004年8月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年9月 同社プログリック事業部マネージャー 2007年7月 当社設立 取締役就任 2012年12月 当社常務取締役就任（現任）	46,000株
	<p>【選任理由】 代表取締役の渡辺とともに、当社設立以来取締役として当社グループのデータプラットフォーム事業の全般に関与し、その拡大に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	えのほら よしき 榎原 良樹 (1974年7月13日)	1997年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井 住友銀行）入行 2001年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2009年4月 株式会社カウベル設立 代表取締役就任 2011年6月 当社入社 2011年6月 PT.MicroAd Indonesia Director就任 2018年12月 当社取締役就任（現任）	9,200株
【選任理由】 当社入社後、海外子会社の現地責任者を務め、日本に帰国した後はコーポレート部門や海外事業、子会社管理などの業務に携わり、当社の事業拡大、グループ管理に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、当社グループの経営の監督と企業価値向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります（保険契約上、免責事由とされているケースを除きます）。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 4階 天翔
TEL 03-3403-1431



交通 JR原宿駅 竹下口より 徒歩約3分
東京メトロ明治神宮前駅 5番出口より 徒歩約3分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。